

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及びさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 **7** 月 **1** 日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市条例第 38 号

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
及びさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

(さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の
一部改正)

第 1 条 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条
例（平成 24 年さいたま市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(児童対象性暴力等の防止) 第 47 条 指定児童発達支援事業者は、法第 21 条 の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴 力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者に よる児童対象性暴力等の防止等のための措置に関 する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項 に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条 において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力 等が行われた場合に障害児を適切に保護するため 児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従 事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のあ る環境の下で当該障害児に接するものをいう。） に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定す る犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を 講じなければならない。 (準用) 第 59 条 第 5 条、第 8 条及び第 4 節（第 12 条、 第 24 条第 1 項及び第 4 項、第 25 条、第 26 条 第 1 項、第 32 条、第 34 条、<u>第 47 条</u>並びに第 52 条第 2 項を除く。）の規定は、基準該当児童 発達支援の事業について準用する。この場合にお いて、第 13 条第 1 項中「第 38 条」とあるのは 「第 59 条において準用する第 38 条」と、第 1 6 条中「第 50 条第 1 項」とあるのは「第 59 条	第 47 条 削除 (準用) 第 59 条 第 5 条、第 8 条及び第 4 節（第 12 条、 第 24 条第 1 項及び第 4 項、第 25 条、第 26 条 第 1 項、第 32 条、第 34 条並びに第 52 条第 2 項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の 事業について準用する。この場合において、第 1 3 条第 1 項中「第 38 条」とあるのは「第 59 条 において準用する第 38 条」と、第 16 条中「第 50 条第 1 項」とあるのは「第 59 条において準

において準用する第50条第1項」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第59条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第59条において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第59条において準用する第24条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号」とあるのは「第59条において準用する第55条第2項第2号」と、第29条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第59条において準用する次条」と、第38条中「第44条」とあるのは「第59条において準用する第44条」と、第44条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第59条において準用する第22条第1項」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第59条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第59条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第59条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第59条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第78条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において準用する第38条」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第78条において準用する第50条第1項」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第78条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第77条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第77条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項に規定する児童発達支援計画」とあるのは「第78条において読み替えて準用する次条第1項に規定する放課後等デイサービス計画」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号において「児童発達支援計画」という」とあ

用する第50条第1項」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第59条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第59条において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第59条において準用する第24条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号」とあるのは「第59条において準用する第55条第2項第2号」と、第29条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第59条において準用する次条」と、第38条中「第44条」とあるのは「第59条において準用する第44条」と、第44条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第59条において準用する第22条第1項」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第59条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第59条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第59条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第59条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第78条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において準用する第38条」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第78条において準用する第50条第1項」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第78条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第77条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第77条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項に規定する児童発達支援計画」とあるのは「第78条において読み替えて準用する次条第1項に規定する放課後等デイサービス計画」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号において「児童発

るのは「第78条において準用する第55条第2項第2号において「放課後等デイサービス計画」という」と、同条第2項、第4項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第29条中「前条」とあるのは「第78条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第78条において準用する次条」と、第44条中「前条」とあるのは「第78条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第78条において準用する第22条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第78条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第78条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第78条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第78条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第78条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条の4まで、第72条及び第77条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達

達支援計画」という」とあるのは「第78条において準用する第55条第2項第2号において「放課後等デイサービス計画」という」と、同条第2項、第4項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第29条中「前条」とあるのは「第78条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第78条において準用する次条」と、第44条中「前条」とあるのは「第78条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第78条において準用する第22条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第78条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第78条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第78条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第78条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第78条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条の4まで、第72条及び第77条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあ

支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項を除く。)、第27条の3から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第89条において準用する第81条の8」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第89条において準用する第50条第1項」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第89条において準用する第81条の7第2項」と、第27条第1項中「次条第1項に規定する児童発達支援計画」とあるのは「第89条において読み替えて準用する次条第1項に規定する保育所等訪問支援計画」と、同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号において「児童発達支援計画」という」とあるのは「第89条において準用する第55条第2項第2号において「保育所等訪問支援計画」という」と、同条第2項、第4項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「

るのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項を除く。)、第27条の3から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第89条において準用する第81条の8」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第89条において準用する第50条第1項」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第89条において準用する第81条の7第2項」と、第27条第1項中「次条第1項に規定する児童発達支援計画」とあるのは「第89条において読み替えて準用する次条第1項に規定する保育所等訪問支援計画」と、同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号において「児童発達支援計画」という」とあるのは「第89条において準用する第55条第2項第2号において「保育所等訪問支援計画」という」と、同条第2項、第4項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの

インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第29条中「前条」とあるのは「第89条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第89条において準用する次条」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第89条において準用する第22条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第89条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第89条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第89条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第89条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。	観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第29条中「前条」とあるのは「第89条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第89条において準用する次条」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第89条において準用する第22条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第89条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第89条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第89条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第89条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。
---	---

（さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第2条　さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第44条　指定福祉型障害児入所施設の設置者は、 <u>法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第</u>	第44条　削除

2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。